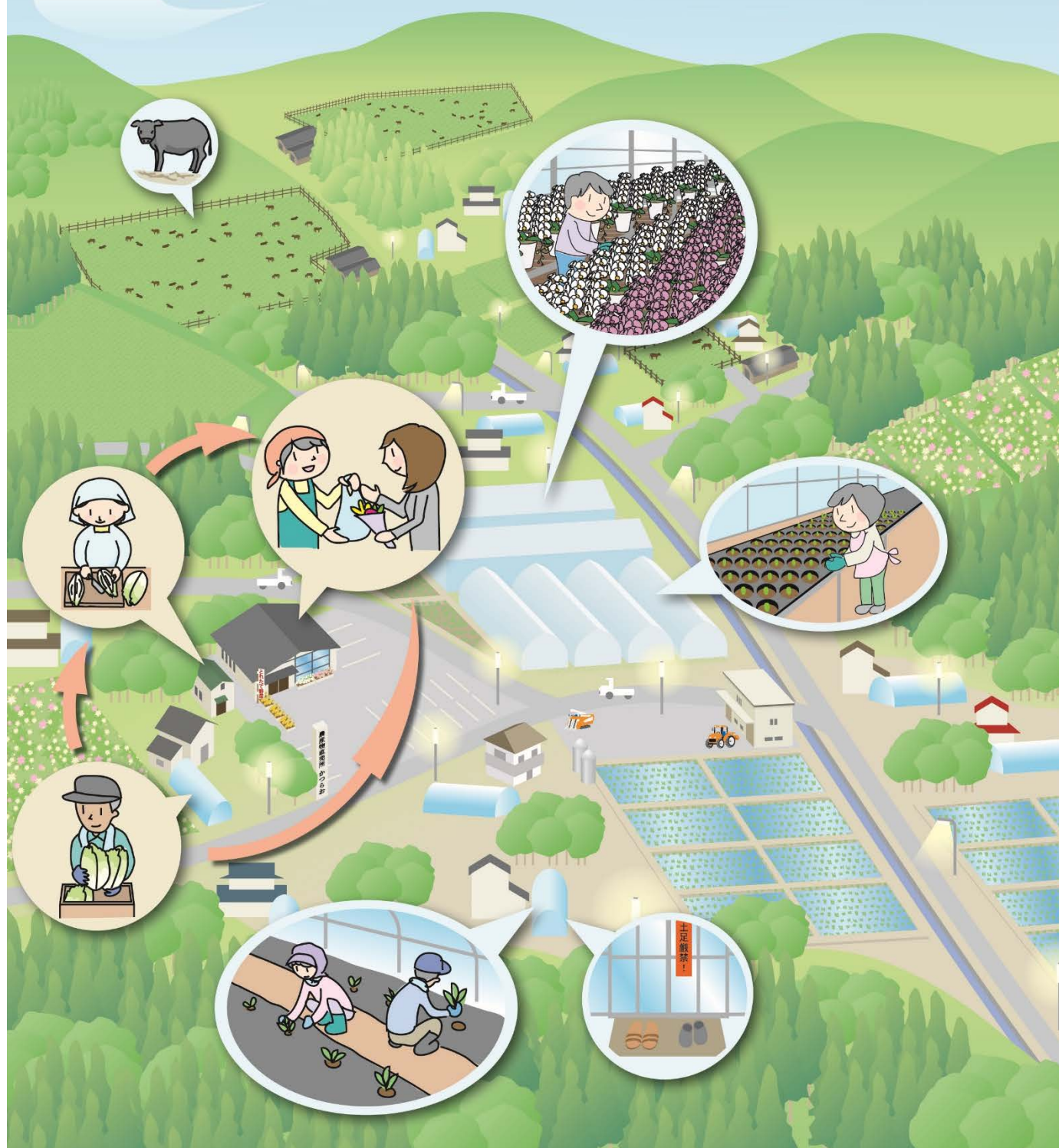


# 美しい農がある風景を再び かつらお



## 1. 基本方針

本村は、平成 26 年 6 月に「かつらお再生戦略プラン」を策定し、「安心農業基盤・体制整備の取り組み」と、「畜産再建の取り組み」を農業再生の基本方針として位置づけました。

### 安心農業基盤・体制整備の取り組み

- 安心して農業を営める環境を形成するため、試験栽培による安全性の検証・確認、安全性の対外的なPR等
- 放射能被害を受けにくい栽培体系の確立
- 農業の再建を図るため、法人化等による営農体制の確立や効率的な農業基盤の整備、担い手の確保等

### 畜産再建

- 畜産業の再建を図るため、生産者組合による粗飼料共同購入・運搬など、供給体制の強化
- 共同化や加工への展開強化、教育ファーム等の新たな分野への展開等、経営体制の強化に向けた支援

「安心農業基盤・体制整備の取り組み」、「畜産再建の取り組み」に基づき、「安心農業基盤・体制の強化プロジェクト」を位置づけました。

### 安心農業基盤・体制の強化プロジェクト

- ①営農意向を活かした農業拠点地区の整備と経営体制の強化
  - 農地の集積化・遊休地活用、ほ場・基盤整備、法人化等の経営体制強化
  - 集落生産・管理体制の強化
  - 畜産の再建
  - 身近に農のある暮らしの推進と観光交流振興
- ②試験栽培等による安心・元気の発信
  - 試験栽培の拡大と安全発信・交流の促進
  - 放射能被害に強いハウス栽培等の推進や新たな付加価値型作物への挑戦
- ③各集落における元気を増進する集落・営農環境の向上
  - 共同化促進による集落営農の活性化
  - 各集落における集落営農環境の向上
  - 人材の育成

## 2. 農業の現状

### (1) 村の農業

本村は、阿武隈山系の標高 350m～650mに位置する山間高冷地です。農業は、冷涼な気候と、昼夜の温度較差を活かし、水稻、畜産、葉たばこ、野菜等の生産を行ってきました。

農業生産額を福島県市町村経済計算でみると、平成 17 年は 517 百万円でしたが、5 年後の平成 22 年には 278 百万円と半減となりました。

### (2) 村の農業を支える農業構造

総農家戸数（販売農家＋自給的農家）は、平成 12 年が 309 戸、平成 17 年が 286 戸、平成 22 年が 279 戸と減少傾向です。

また、農業就業者数をみると、平成 12 年が 509 人、平成 17 年が 462 人、平成 22 年が 407 人と減少傾向で、平成 22 年ではその約 6 割（57.7%）が高齢者でした。さらに、基幹的農業従事者数も平成 22 年では約 6 割（59.4%）が高齢者でした。

### (3) 意 向

平成 26 年の「農業・畜産業の継続意向アンケート」では、「現時点では判断できない」と「やめたい」とする意向の方が大半を占めました。

また、平成 27 年の「保全管理のアンケート調査」では、「営農再開をしたい」とする意向の方が 39%で、「営農再開するまでの農地管理の方法」は、「自己保全管理」と、「管理委託」がほぼ半々でした。また、「営農再開の時期」は、「まだわからない」と「帰村が現実化してから考える」とする意向の方が大半を占めました。

## 3. 農業再生への目標

村民ひとりひとりが主役になり、農に関わっていくことで、人が集まり、人とひとが語りあい、美しい農がある風景を再び取り戻していくことを将来像に、農業再生支援を行い、村の農業再生を進め、基幹産業として新しく生まれ変わることを目標とします。

## 4. 農業再生への道のり

### (1) 第 1 段階 「誰もが農地へ戻れる環境整備」

○帰村後、「農地へ戻りたい」、「土とふれあいたい」、という思いを実現するための支援を実施します。

○高齢者でも農作業が安心してできるように、「産業再生支援センター」を設立し、各種作業を斡旋するなどの支援を行います。

○高収入作物として、花きの導入に向けて、新規栽培者及び新規参入者を確保するとともに、先端技術を活用した生産施設を整備し、共同での生産活動を支援します。

○除染後の農地の生産力維持のため、たい肥散布を進めます。

○水稻生産の再開に伴い、長期間品質保持ができる農業倉庫（米低温貯蔵）を整備します。

## （２）第２段階 「新たな営農の展開」

○水田はこれまでは農家が個々に営農を行ってきましたが、作業受託、農地の利用集積等により、10～20ha 規模の経営体（生産組織）による農業の展開を進めます。

○畑地は、飼料用作物、大豆、そばの作付けを促進するため、農作業を受託する担い手組織を育成するとともに、必要な農業機械や施設の導入を支援します。

○畜産（和牛繁殖）は、粗飼料の生産などの作業を支援する組織を設立し、頭数の拡大を支援するとともに、耕畜連携による資源循環型農業を推進します。

○野菜は、安定生産と周年生産が可能なハウス栽培を導入するとともに、販売体制の整備を進めます。

○共同生産で技術を習得した花き生産者に対し、新たな施設での生産を支援します。

○農産物加工施設を整備し、特色ある商品の開発を支援します。

○農産物直売所を整備し、地場農産物や農産物加工品の販売はもとより、村の地域資源を生かした都市農村交流による雇用創出の場として活用します。

## （３）第３段階 「農業の将来像」

○水田は、経営体（法人及び生産組織）を育成し、育苗施設や穀類乾燥調製施設等の整備を支援するとともに、農地の利用集積を進めるため、未整備地区のほ場区画の整理・大型化を進めます。

○水稻作業の休閑労力を活用し、水稻育苗施設で野菜苗の生産を行う土地利用型野菜（ブロッコリー等）の生産を推進し、雇用の安定を図ります。

○肉用牛（黒毛和牛）の子牛の生産は、10ha 程度の飼料生産基盤を確保し、繁殖牛30頭程度を1団地とした畜産団地の創造を推進します。

○風評被害の少ない野菜のハウス栽培及び先端技術を活用した施設花き栽培を拡大しながら、園芸専業農家を育成し、産地形成を進めます。

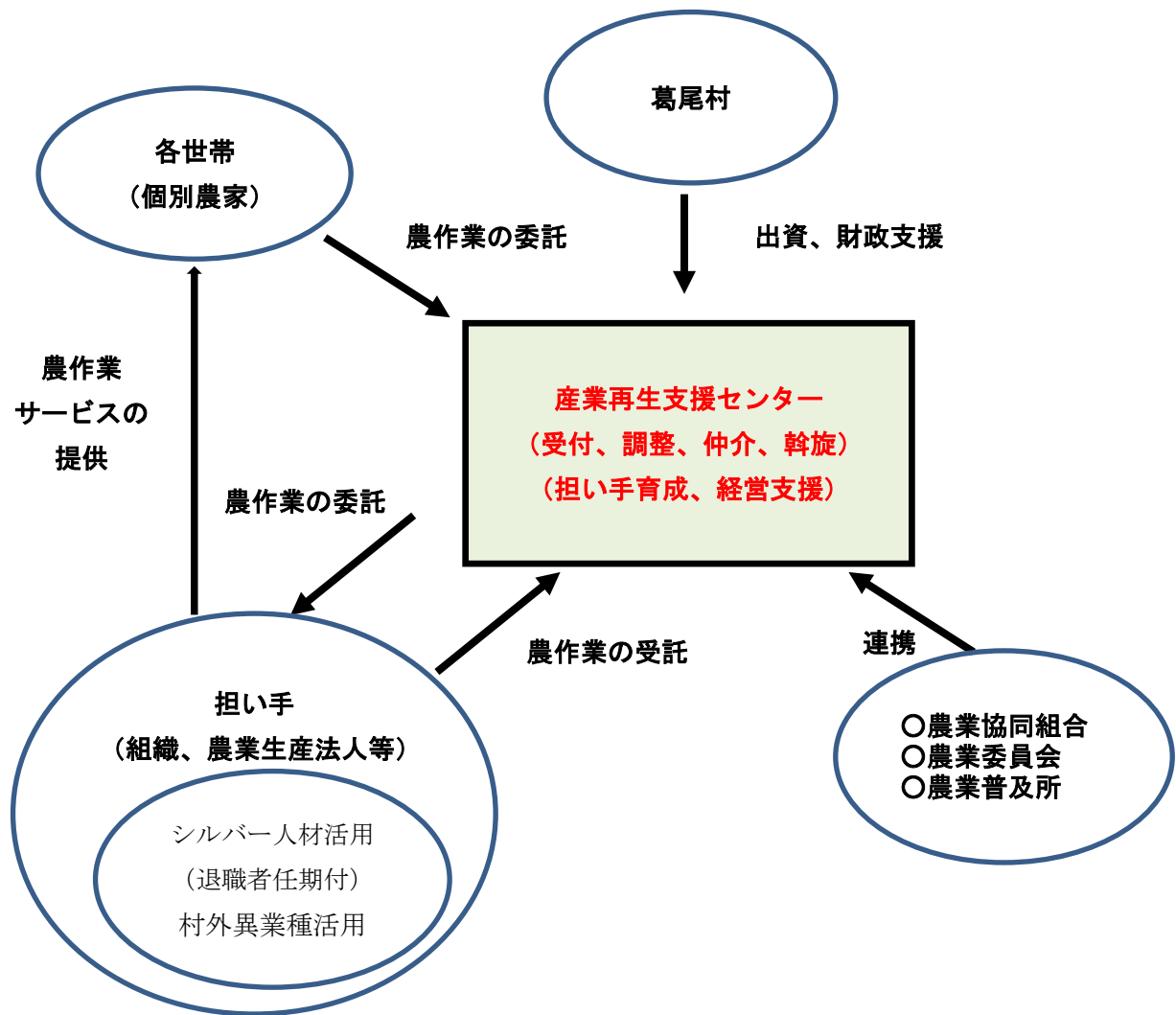
○農産加工は、整備された農産物加工施設で、特色ある商品の商品化と販売を進めます。

## 5. 実践に向けて

村では、第１段階の実現に全力で取り組みます。そのための方策が、「産業再生支援センター」の創設と、それを介した農作業委託の仕組みの構築です。農作業を受託する中核的な担い手を整備し、センターを介して農作業を委託できる体制により、単独では農作業が難しい高齢者でも「生きがい農業」を再開できるように支援します。

また、特に若い農業者が、農業の将来展望を見通せるためには、収入を得られ「生業」として成立しうる作目にも取り組む必要があり、その一環として胡蝶蘭栽培の支援事業に取り組みます。

## 支援体制概念図



## 産業再生支援センター斡旋メニュー

| 斡旋部門と事項 |               | 作業内容                                            |
|---------|---------------|-------------------------------------------------|
| 水田      | 水稻            | ・育苗、田植え、草刈り、防除、収穫・乾燥調整、出荷、耕耘                    |
| 畑作      | 大豆<br>そば      | ・耕耘、播種、防除、収穫、調整                                 |
| 畜産      | 畜産            | ・飼料の生産・調製、餌与、家畜排せつ物の処理、たい肥の生産、散布                |
| 担い手育成   | 担い手<br>新規就農者等 | ・担い手等の経営向上支援<br>・新規就農者等への各種情報提供<br>・担い手組織への労力斡旋 |

## 6. 農業再生の課題

### (1) 第1段階のためのソフト支援

- 「産業再生支援センター」を介した仕組みを可能とし、農業再生の第1段階を成功させるためには、農業者が安価に作業を委託でき、一方で受託する担い手も一定の収入が得られる必要がある。しかし、帰還者が少数にとどまる初期段階では、受託作業量が少ないため委託単価が高くなる。
- このため、初期段階において中核的担い手の運営を支援できる、ソフト支援制度が必要である。
- 現行制度は、第1段階から第2段階へのステップアップには活用できるが、第1段階を成功させるための支援策がない。

### (2) 販路開拓への支援

- 胡蝶蘭などの新たな取組を成功させるには、販路開拓が極めて重要であり、販路の紹介等の斡旋をする支援策が必要である。
- 販路開拓にあたっては、外部企業にも主体的に事業に参画してもらうなど、企業の力の活用が重要であり、企業が主体的に参画する場合でも、支援策が活用できる制度が必要である。

### (3) 村が求める復興支援

- 葛尾村の置かれた厳しい状況を踏まえると、村の復興再生を進めるためには、既存の支援策に加え、今一步踏み込んだ支援策の拡充が必要である。
- 復興再生対策が遅れば遅れるほど、農業再生は難しくなり、帰還する住民がいなくなってしまう。
- 村民が必要としている支援策が無ければ、村単独事業で進めなければならないが、村にそれだけの財源がない。
- 村の生活は農業とともにあり、村の生活環境（農地、農道、水路等）は集落営農の中で守ってきたが、帰還の初期段階で住民だけの維持は不可能であり、水路や農道の管理など、生活環境維持のための農業支援も必要である。
- 避難指示解除後に直ぐに帰還する農業者は、いずれ戻ってくる農業者のため、そうした村の生活環境を守らなくてはならず、大きな負担となるため、これを解消するための人的、財政的支援が必要である。
- 国の支援事業を受けるため、村は農業再生計画等を策定し事業採択を受けることになるが、この事業計画策定に苦慮しているため人的支援をして頂きたい。
- 国や県には、葛尾村の復興再生に向け、是非、村に寄り添って一緒に考え、三人四脚で復興に取り組んでいただけるようお願いしたい。